

専門家に相談できる！

空き家相談会

空き家のお悩みに専門家がお答えします。この機会にぜひご相談ください。

空き家関連 **全般** のご相談にのります！

管理について 解体について 相続について 活用について

↳ 空き家バンク・賃貸・売却

(日時) 令和7年度

6月**28**日(土)

13:00~17:00のうち、1組につき40分程度

参加無料
要予約

(申込締切) 6月13日(金) 17:00

(場所) 赤穂公民館 学習室1~4

※オンライン (Zoom / Microsoft Teams) での相談も可能です。

(対応者) ● 司法書士 ● 不動産業者 ● 建築士 ● 市職員

(対象者) ● 市内にある空き家の所有者及び関係者 ● 空き家の近隣市民

(申込方法) ● 窓口 駒ヶ根市役所 都市計画課

● 電話 0265-83-2111 (内線525)

● FAX 0265-83-1278

● 申込フォーム (右図QRコードから) →



問い合わせ先

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

駒ヶ根市役所本庁舎1階 都市計画課
399-4192 長野県駒ヶ根市赤須20-1

電話 0265-83-2111 (内線525)
メール kenchiku@city.komagane.lg.jp

空き家相談会申込書

ご相談空き家の状況や相談内容がわかるとスムーズに相談が進みます。
相談会当日は、登記簿、外観写真、建物図面、戸籍謄本などお持ちの資料をご持参ください。

申込期限 6月13日(金) 17:00 FAX **0265-83-1278**

相談者	名前	フリガナ	電話番号	
			FAX番号	
	該当するものに○をつけてください。			
申込者との関係	所有者 (本人 ・ 家族 ・ 親族) 近隣住民 その他 ()			
住所	〒			
相談希望時間	※後日相談時間決定の通知を送付します。希望に添えない場合もありますのでご了承ください。			
空き家の所在地				
相談内容	該当する項目に○をつけ、具体的な相談内容をご記入ください。(複数選択可)			
	1. 空き家バンク 売却・賃貸	例) 祖母名義の土地建物を売却したいがどのような手続きが必要か。		
	2. 相続・登記			
	3. リフォーム 解体			
	4. 除草等管理			
5. その他				

お問い合わせ 駒ヶ根市役所 都市計画課 0265-83-2111 (内線525)